

平成23年7月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成21年(ワ)第42200号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年4月15日

判

決

原 告

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同

太 田 賢 志

同訴訟復代理人弁護士

浅 井 淳 子

同

佐 藤 顯 子

同

五 反 章 裕

所在地不明

(商業登記簿上の所在地) 東京都中央区日本橋堀留町一丁目2番15号

被 告

株式会社オプションズ

同代表者代表取締役

太 田

被 告 鈴 木

被 告 水 落

上記2名訴訟代理人弁護士 竹 原 孝 雄

被 告 清 水

同訴訟代理人弁護士 水 上 博 喜

同

大 塚 康 貴

被 告 上 野 [REDACTED]  
同訴訟代理人弁護士 齋 藤 祐 一  
同 三 浦 繁 樹  
同 大 森 隆 一  
主 文

- 1 被告株式会社オプションズ、被告鈴木[REDACTED] 被告上野[REDACTED]、被告水落[REDACTED]は、原告に対し、連帶して金744万8379円及びこれに対する平成21年12月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告清水[REDACTED]に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用中、原告に生じた費用の5分の1と被告清水[REDACTED]に生じた費用をすべて原告の、原告に生じた費用の5分の4と被告株式会社オプションズ、被告鈴木[REDACTED]、被告上野[REDACTED]及び被告水落[REDACTED]に生じた費用をすべて同被告らの各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して金744万8379円及びこれに対する平成21年12月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

##### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告株式会社オプションズ（以下「被告会社」という。）の社員である被告水落[REDACTED]（以下「被告水落」という。）から、必ず儲かる等断定的で虚偽の事実を申し向けられて被告会社との間で海外先物オプション取引を委託し、適合性がなく同取引について理解もできないにもかかわらず被告水落から言われるまま投資名下に金員をつぎ込まされて損害を被ったとして、被告会社及び被告水落に対しては民法709条（あるいは被告会社については民法715条）に基づき損害賠償を、被告鈴木[REDACTED]（以下「被告鈴木」とい

う。）は被告会社の代表取締役として、被告清水（以下「被告清水」という。）は、被告会社の出資者で実質的に代表権を握っていた者として、被告上野（以下「被告上野」という。）は被告会社の取締役として、被告会社における組織的な違法行為に対する監督義務の任務懈怠を理由とする会社法429条1項に基づくとして、連帶し損害の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払をするよう求めている事件である。

## 2 前提事実（当事者間に争いがない事実、当裁判所に顯著な事実並びに以下の各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

### （1）当事者

ア　原告は、昭和5年生まれで、平成19年11月当時、ひとり暮らしで、自宅で洋裁の仕事をしていた。

原告は、株式や投資信託をしていたほか、平成17年ころ、約半年間、電話勧誘を受けて先物取引をし、300万円程度の損害を被ったことがあったほか、同様に、電話で未公開株式の購入の勧誘を受けてこれに応じたこともあった。（弁論の全趣旨）

イ　被告会社は、平成18年4月28日に設立された、金融先物取引業等を行う株式会社である。

被告鈴木は、被告会社設立から平成21年10月21日まで代表取締役に地位にあった者、被告清水は、被告会社設立から平成19年2月21日まで代表取締役の地位にあった者、被告上野は、被告会社設立当初から平成21年4月30日まで取締役の地位にあり、平成20年6月当時は、専務取締役であった者である。（丙1）

### （2）原告と被告との取引

原告は、平成19年11月、被告会社の従業員から、電話で、海外先物オプション取引の勧誘を受け、その後、数回同様の電話を受けた後、勧誘されて、同年6月2日、被告会社の従業員であった被告水落とJR船橋駅近くの

喫茶店において面会し、被告水落の勧誘を受けて被告会社に受託して海外先物オプション取引を行うこととし、平成20年6月2日から平成21年3月12日までの間、被告水落を介して被告会社に対し、本件オプション取引を委託し、合計735万6000円を交付した（この間の取引を「本件オプション取引」という。）。この間、被告会社から原告が受領した金員は58万4621円で、累計差損金は677万1379円である。（甲2の1から25まで、3の1から8まで、4の1から5まで、7、乙1から3まで、5、6、7）。

### （3）オプション取引について（以下、弁論の全趣旨）

ア オプション取引とは、当事者の一方（売り手）があらかじめ定められた権利行使期間内（権利を行使することができる最終月「限月」という。）の任意の時点においてあらかじめ定められた価格（これを「権利行使価格」又は「ストライクプライス」という。）で商品（原資産）の買付けを行使する権利（この権利のことを「コール・オプション」又は「C A L L」という。）又は売付けを行使する権利（この権利のことを「プット・オプション」又は「P U T」という。）を相手方に付与し、相手方（買い手）がこれに対する代金（「プレミアム」又は「オプション・プレミアム」という。）を支払う取引のことをいう。オプション取引には、コール・オプションの買付け及び売付け並びにプット・オプションの買付け及び売付けの4種類がある。

イ オプションの買い手は、その売り手に対し、当該商品の売買の履行を請求する権利を有しているが、売買の履行を請求すべき義務はないので、その権利行使が自己に不利益になると判断する場合には、権利行使をせずにおプションの放棄（「権利放棄」という。）をすることもできる。

オプションの買い手は、権利行使をする場合、ストライク・プライスを基準として、コール・オプションについては支払ったプレミアム相当額を

超えて、原資産の価格が上昇すればするほど利益となり、プットオプションについては原資産の価格が下降すればするほど利益になる。他方、権利放棄をした場合、オプションは無価値になるので、買付時に支払ったプレミアム相当額がすべて損失となる（ただし、損失はプレミアムに限定される。）。そのため、オプションの買い手は、オプション取引によって、原資産の価格変動によるリスクをヘッジしつつ、利益を追求することが可能となる。逆に、オプションの売り手は、その買い手が権利行使をしたときは、ストライク・プライスで売買の履行をすべき義務を負う。オプションの売り手は、その買い手が権利放棄をした場合、売付け時に支払を受けたプレミアム相当額が利益となる（利益はプレミアムに限定される。）。他方、権利行使がされた場合、ストライクプライスを基準として、コール・オプションを付与したときは原資産の価格がプレミアム相当額を超えて上昇すればするほど損失になり、プット・オプションを付与したときは原資産の価格がプレミアム相当額を超えて下降すればするほど損失となる。

ウ プレミアムは、ストライクプライスと限月ごとに設定されており、本来価値（現時点において権利行使したならば得られる金額）と時間価値（現時点から最終期日までにおける原資産の価格変動の可能性に伴う価値）から構成され、日々変動する。プレミアムの変動要因として、原資産の価格の変動、原資産の価格の変動可能性（ボラティリティ）の大小、ストライクプライス、権利行使可能期間の長短（時間価値の減少）、短期金利など様々なものがあり、また、対象商品（原資産）を円とするドル建てのオプション取引の場合、多種多様の影響を受ける円ドルの為替レートの予測も重要なとなる。

### 3 爭点及び当事者の主張

#### (1) 本件オプション取引の違法性

ア 原告の主張

## (ア) 適合性原則違反

一般に、金融商品の勧誘をする者は、被勧誘者が、勧誘しようとしている金融商品の性質に照らして十分な知識、情報、判断、分析能力、経験、財産を有しているかを調査し、これが十分でないときは勧誘自体をしてはならないという、適合性原則遵守義務を負うのであり、取引適格を欠く者に取引を勧誘し、あるいは受託を受けた場合には、勧誘者の不法行為を構成する。

本件においては、原告は取引を勧誘された当時、77歳の高齢者であり、信用取引を行ったこともなかった。インターネットを扱うことができず、英語もわからず、オプション価格の変動要因どころかオプション価格すら自身で情報収集することはできなかつたのであり、オプション取引の仕組みやリスクを理解する能力を欠いていた。

また、海外先物オプション取引は、一般投資家のみならず、機関投資家、業者にとってもなじみのない取引であり、通常の取引とは著しく異なった仕組みであり、種々の専門的特殊用語が使用され、理解が困難な概念も多く、非常に複雑であって一般人には容易にこれを理解することが困難である。したがって、海外先物オプション取引をする者は、自己の相場判断をして取引の注文をすることが著しく困難であり、不可避的に勧誘者に依存する傾向が生じる。そして、オプション取引（買い手）は、期限が限定される反面、その危険の実現可能性は極めて大きく、そのリスクは、頻繁にゼロになるのであり、極めて現実的な危険が存するのである。

このような取引であるにもかかわらず、被告水落が、前記のような原告に対して、勧誘して本件オプション取引を行わせ、資産を失わせたのであるから、その勧誘、取引の受託は適合性原則に反し、不法行為を構成することは明らかである。

#### (イ) 断定的判断の提供

先物オプション取引において、絶対に儲かるなどということはありえず、被告らはこのことを十分承知していたのにもかかわらず、被告水落は、取引開始の勧誘から個別取引の勧誘に至るすべての過程において、砂糖の価格が上がる、トウモロコシも上がる、チャンスだからなどと、利益を確実に得ることができると言い続け、これを信じて錯誤に陥った原告に金銭を交付させたのであるから、これが不法行為を構成することは明らかである。

#### (ウ) 説明義務違反

一般に先物オプション取引を勧誘する者は、取引の勧誘にあたって、先物オプションの仕組み、危険性、オプションの価格変動要因、その資料の入手方法、分析方法等について、被勧誘者の理解力に応じて、具体的な説明を尽くす義務があるところ、被告水落は、原告に対し、先物オプション取引をするのに不可欠の上記事項について全く説明することなく、熟慮の期間を与えることもなく取引を開始させた。

#### (エ) 一任売買

顧客の具体的指示を受けない取引の委託を受ける一任売買は、先物オプション取次業者及びその従業員らの注意義務に反する違法な取引である。本件オプション取引は、注文全件にわたり、権利行使価格の選択はもちろん、取引を行うかどうかさえ、具体的な判断材料を原告が有してさえいなかった当然の帰結として、主に被告水落が言うところをそのまま従って行われており、すべて一任売買であることは明らかである。

#### (オ) 過量取引

極めて高いリスクのある先物オプション取引の取次においては、勧誘者には、短期間に過量な取引をすることを勧誘し、あるいは過量な取引を受託しない注意義務があるところ、本件オプション取引は、約10か

月の間に350枚もの取引を行わせ、結果、原告の老後の生活資金である677万1379円をも消失させ、反面、被告会社はその約7割に当たる480万0019円以上を手数料として利得しているというのであるから、被告らが、原告の知恵経験の欠如に乘じ、危険性の高い取引を過量に行わせたことは明らかである。

イ 被告会社、被告水落、被告鈴木の主張

原告の主張はすべて争う。本件オプション取引自体、原告の判断、意思に基づき行われているのであり、断定的判断の提供もなく、海外先物オプション取引の仕組み、内容、リスク等の説明を十分行い、原告は、全て原告の判断と指示により原告の責任において取引をしたものである。

原告は所有資産について当初は1000万円、その後取引限度額の増額の申込みをした時は3000万円相当あると自ら被告会社に申告しているのであり、被告らはこれを信じたのである。もし、原告の所有資産が300万円ほどというのであれば、被告会社はせいぜい10万円程度の取引しか受けなかつたのであり、原告は被告会社を欺罔したというほかない。

ウ 被告上野の主張

原告の主張はすべて争う。単に78歳とか、信用取引を行つたことはなかったというだけで適合性を欠くとはいえない。

エ 被告清水の主張

原告の主張はすべて争う。

(2) 被告らの不法行為責任

ア 原告の主張

(ア) 被告会社の責任

本件オプション取引は、リスクの高さに比し、取引の仕組みの複雑さ、理解の困難さ、情報収集、分析の困難さ等から原告に適合しない取引であることは明らかであり、このような原告に対する違法勧誘行為は、顧

客の適合性原則やその他金融商品取引業者が遵守すべき義務を考慮することなく取引をさせるという被告会社の営業方針に基づくものであり、組織的に行われた違法行為の結果である。本件オプション取引における手数料の高さや被告会社の勧誘方針等の被告会社の営業方針、営業姿勢を考慮すると、被告水落の勧誘行為は被告会社の営業方針、営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであるから、被告会社は固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

また、仮にそうでないとしても、被告水落の行為は被告会社の業務の執行として行われたことが明らかであるから、被告会社は使用者責任を負う。

#### (イ) 被告水落の責任

被告水落の原告に対する勧誘行為は、先物オプション取引を勧誘、受託する者の行為として許された域をはるかに超えた重大な違法行為であるのみならず、その手口は、初めから客に損をさせる意図がありながらそれを秘し、甘言、詐言を弄して先物オプション取引を行う積極的な意思も能力もない原告を狡猾に取引に引き入れ、原告の理解力の欠如、知識経験の欠如、抵抗可能性の欠如等を巧みに助長、利用してできるだけ多くの金員をオプション名下に詐取したものであって不法行為責任を負う。

#### (ウ) 被告鈴木、被告上野の責任

被告鈴木及び被告上野は、本件オプション取引の間、それぞれ被告会社の代表取締役、取締役であり、被告会社の組織的な詐欺商法を主体的に遂行した者である上に、本件オプション取引について個別に顧客管理カード、見込み客カード等を確認し、原告が資金がないなどと述べているにもかかわらず従業員が電話勧誘を続けていることを認識しながら何ら問題視することなく、取引を継続したのであるから、その職務を行う

につき故意又は重大な過失があったことは明らかであり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(エ) 被告清水の責任について

被告清水は、被告会社の出資者であり、実質的にも被告会社の代表権を握っていた者であり、被告会社設立から平成19年2月21日まで被告会社の代表取締役であった者である。本件オプション取引の大部分が上記時期までにされており、その時期までに被告会社の違法な商法は完成したものとみうるから、その後の本件オプション取引による損害についても行為と結果には相当の因果関係があり、他の被告らと共に共同不法行為責任を負う。

イ 被告らの主張

(ア) 被告会社、被告水落、被告鈴木の主張

原告の主張は争う。

(イ) 被告上野の主張

本件オプション取引は、適法なものであり、何ら詐欺商法と言われるところはない。適法な取引を適正に業務執行していたものであり、被告水落を含む被告会社担当者も適法かつ適正に取引を進めていた。原告は、自らの自己判断で取引をしており、損失は自己責任というべきである。

(ウ) 被告清水の主張

被告清水は、これまで数々の事業を遂行し、その実績から人脈も広いことから、被告会社の現代表者から請われて代表者に就任したが、当初から実質的な代表取締役は被告鈴木である。被告清水は、退任登記前から会社に顔を出すこともなく、本件オプション取引に全く関与していない。まして、被告清水の退任後の取引について全て責任を負う理由はない。

(3) 被告らの賠償責任額

## ア 原告の主張

原告が被告の不法行為により被った損害は、以下のとおりである。

(ア) 本件オプション取引による累計差損金 677万1379円

(イ) 弁護士費用

本件専門的取引について争いになっている訴訟事件については、弁護士である訴訟代理人に委任することが不可欠であり、原告には弁護士費用全額が本件不法行為と相当因果関係を有する損害であるところ、その一部である67万7000円を請求する。

## イ 被告らの主張

原告の主張は争う。

## 第3 判断

1 証拠（甲3の1ないし8、4の1ないし5、7、乙1ないし10、12の1、13の1ないし8、14、15、17、原告本人）によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 被告会社の従業員は、平成19年11月13日、被告会社が入手している名簿に従い、原告方に電話をし、少ないお金で儲かるなどと述べて海外先物オプション取引を勧誘したが、当初、原告から、資金がなく、興味もないなどと断っていた。しかし、当該従業員は、その後も、平成20年5月までの間、原告方に度々電話をし、原告と家族関係や、過去に未公開株で300万円失敗した経験があること等を聞き出し、5、6万円では済まないからと述べていた原告に対し、リスクが限定されること、追証もかからないこと 등을伝えて興味を起こさせて勧誘し、結局、原告から、被告担当者との面会の承諾を得た。

(2) 原告は、平成20年6月2日午後4時ころ、JR船橋駅で待ち合わせの上、被告水落と喫茶店で面談をしたが、被告水落は、原告に対し、約1時間から1時間半程度の時間、海外先物オプションについて、取引説明書を示し、ま

た、砂糖の週足、日足等のグラフ等も示しながら、オプション取引の基本をプレミアム、プット、コール、ストライクプライス等の用語の説明をしながら行つたが、原告は、被告水落から少ない金額で始めることができることと言わされたことに惹かれて、被告会社に海外先物オプションの取引の受託をすることを承諾し、取引口座の開設申込書や取引約諾書等示された必要書類に署名押印をした。

被告会社従業員は、同日午後5時40分ころ、被告水落から電話を受けて、喫茶店にいる原告に対し、電話で、年間所得や投資歴等の質問をし、資産状況を確認し、オプション取引について利益や元本が保証された取引ではないこと、定められた期限があること、投資金額がゼロになるリスクがあること、すべて自己責任の取引であること、クーリングオフがあることについて質問をして、すべて理解しているとの答えを得て、取引限度額を理解しているかを質問して取引のための審査を終え、理解度や資力から判断して受託に適しているとして、新規顧客ヒアリング予定表（乙7）を作成したほか、顧客カードにその旨記載し、収入は年金と昭和47年に建てたアパートのわずかばかりの賃料と土地の賃料収入であるとの原告の言を付記するなどした。

- (3) 原告は、同日、被告水落から勧められ、砂糖のコール・オプションを1枚購入することとし、被告水落に対し、この費用5万円と手数料1万円を支払った。
- (4) 被告上野は、同月3日、前記(3)の資料や原告に電話をかけて勧誘していた担当者が作成した見込み客カード（乙6）等の資料を点検し、限度額を200万円と決定した。
- (5) 被告水落は、その後、連日のように電話をして市場の状況や値洗いについて報告をしていたが、同月11日には原告方を訪問するなどして、チャートと相場表を用いて説明をし、今後砂糖が上昇する見込みがあること等説明の上、砂糖のコールを今の安値のところでできるだけ買うのが良い旨勧め、9

0万円ほど投資できないかと話を向け、原告からすぐに応諾を得て、被告会社に90万円を振り込ませた。

その後も、被告水落は、連日のように電話をし、買付報告と市況を報告し、同月12日には砂糖が思ったより早く上がってくる可能性があるので砂糖のコールを15枚ほど買うことを提案するなどし、同月16日には、相場が思惑どおり動いているとしてさらに32万円投資するよう勧めたほか、原告に限度額変更手続をとることを応じさせ、取引増額希望額を700万円とする取引増額申込書に署名押印させた。なお、その際、被告会社の担当従業員が、同日、原告に電話でヒアリングをし、増額の意図と金額を確認し、被告上野と被告鈴木の決裁を得た。

(6) その後も、被告水落は、原告に対し、市況や買付報告をし、天候被害などの事情等を説明しながら、別紙取引一覧表に記載された時期にそれぞれ記載のオプションを買うこと、及び必要な買付価格と手数料の合計の金額を交付することを強く勧めた。これに対し、原告は、平成21年1月には、言われた枚数は無理だからとして減らして注文したことはあるものの、それ以外は、異論を述べることなく、被告水落に言われるままに、被告会社に対し注文を出し、言われたとおりの金額を交付した。

(7) 被告会社は、原告に対し、定期的に月次報告書や日次報告書を送付し、原告から、口座内容確認書の返送を受けていた。

(8) なお、被告会社は、本件オプション取引の受託を受けた都度、UOB BULLION AND FUTURES LIMITEDを通じて米国の取引に取次を委託し、取引を実現していた。

## 2 爭点(1)（本件オプション取引の違法性）について

### (1) 適合性原則違反について

前記前提事実記載のとおり、海外先物オプション取引は、一般人にとっては容易に理解することができない複雑な仕組みであり、プレミアムの変動を

予測することも不可能に近く、また、価格変動要因が複雑で、その判断材料を集めることも難しく、状況を的確に分析して投資判断をすることは極めて困難な金融商品というべきであるから、かかる取引の取次を行う取次業者は、これらの取引の複雑な仕組みと機能を理解した上で、自己責任で取引内容を決定することができる能力、資力等を有しないことが明らかな者に対して、取引を勧誘してこれを行わせることのないよう注意すべき義務を負っているというべきであり、このような資質に欠ける者に対して取引を勧誘し、積極的に働きかけて取引を続けさせることは、取次業者の注意義務に反する違法な行為というべきであり、かかる注意義務に反する行為は不法行為に当たるというべきである。

これを本件についてみると、前記前提事実、前記認定事実のとおり、原告は本件オプション取引開始時77歳という高齢の女性であり、洋裁の仕事はしているものの、年金と賃料収入が主たるものであり、また、長年の株式取引をしているものの、証券会社に任せているというのであり、ことさら金融商品の中でも理解が困難な先物オプション取引の特質を理解した上で、自ら情報を分析の上、自己判断の下であえてかかる投資を行うだけの能力や理解力、リスクに対する自覚を持った者ではないことが明らかというべきである。原告は、本件オプション取引を始める3年前に、同じく電話勧誘により先物取引をしたことがあり、また、電話勧誘により、未公開株式の購入を進められてこれを承知して購入した経験があることは前記認定のとおりであり、このことからも、勧説話に乗りやすく、言われるままに取引をしてしまう、判断能力の低下傾向がうかがわれるるのである。

そして、被告水落は、一応、取引説明書等を下に一般的な定義概念についての説明をしたこと、元本と利益が保証されるものではなく、権利行使期限というものがあること、投資金額がゼロになる危険があること等、基本的な事柄については理解を示したもの、1時間ないし1時間半程度の説明で、

この取引の複雑さ、適切に自己判断により取引を行うことができるだけの理解や資料を得られるものではないことは、前記のとおりの海外先物オプション取引の性質から自ずと明らかである。そして、被告水落においても、原告にした基本的な説明で、原告が即座に自らの判断の下に取引を始めるだけの、オプション取引の難解な仕組みや、具体的な危険性を認識し得ていないことを了知し得たというべきである。実際、本件オプション取引は、最初から被告水落が説明するがままに原告が指示に従ったことは、被告水落が作成した取引経過のメモ（乙15）からも明らかであり、記載の内容をすべて前提とするにしても、常に、被告水落の具体的な指示、提案を受けて、そのまま了承して注文をしたのであって、そのやりとりから、原告が、本件先物オプション取引を自らの責任と判断の下で行う資質に欠けていることが明らかに読み取れる。

なお、原告が、本件オプション取引を始めるに当たって、また、取引増額申込みにあたって記入し、署名押印したリスク開示書（乙2、乙9）に、元本や利益が保証した取引ではないこと、定められた期限があること、取引期限に原市場の先物価格が買付けたオプションのストライクプライスを上回らない場合、プレミアム（オプション料）の価値はゼロとなり、投資金額を全て失うこと、取引を行うためにはプレミアム（オプション料）と手数料が必要であること、海外先物オプション取引は外貨建ての取引のため、為替変動のリスクを伴うこと、一旦約定した注文をキャンセルすることはできないこと等の項目を理解しているとする記載があるが、このことをもって、原告が先物オプション取引の本質、特性を理解していたと認めることは到底できない。たとえ原告がこれらの用語について理解を示したとしても、先物オプション取引を行うに足りる知識と理解力があるとは到底いえず、前記の開示書の記載は、前記判断を左右するものではない。

また、原告は、口座申込書（乙1）に正味財産を1000万円とし、また、

途中で取引増額申込書（乙8）を作成し、自ら自己資産を3000万円と記入しているものであるが、この記載は不動産を含む資産であることからしても（原告本人）、これをもって原告が本件オプション取引の適合性があるということはできないというべきである。

以上によれば、原告は、海外先物オプション取引を行うについての適合性が欠けているというべきである。

#### （2）説明義務違反について

これまでに説示したところによれば、被告水落の原告にした海外先物オプション取引に関する説明は、原告にこの取引の仕組みを理解させ、原告自らの判断と責任において取引を行わせるに足りるものではなかったことが明らかというべきである。また、本件オプション取引の過程でした被告水落の原告に対する提案は、オプション取引を適切に行うに足りる説明とは到底いえず、慎重な判断の基礎となるべき裏付け資料もないまま一方的に情報を提供し、今後の対応策を安易に述べるにとどまるものであり、取次業者が顧客に対して負っている説明義務に違反するものというべきである。

#### （3）以上によれば、その余の違法事由の有無を判断するまでもなく、被告水落が原告を勧誘し、本件オプション取引を行わせた行為は違法というべきである。

### 3 争点(2)（被告らの責任）について

#### （1）被告水落の責任

前示のとおり、被告水落は、原告に対し、海外先物オプション取引をするよう勧誘し、本件オプション取引を行わせた者であるところ、被告水落においても、原告が先物オプション取引を自己の判断の下に行うことができるだけの資質に欠けており、また、積極的な意欲を持っている者でもないことを十分承知の上、強く勧誘して取引を行うことを承知させ、被告水落の具体的な提案に従った注文をさせ、本件オプション取引を行わせて被告会社に対し

金員を交付させたものであるから、被告水落は、自らの勧誘行為によって原告に本件オプション取引を行わせて金員を支出させたことにつき不法行為責任を免れない。

## (2) 被告鈴木、被告上野の責任

前記認定事実に加え、証拠（甲5，8，乙5，6、被告鈴木本人、被告上野本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告会社においては、投資経験者の名簿を入手し、これに基づいて電話で勧誘をしており、原告もその名簿に登載されていたこと、被告会社においては、80歳以上の者については、原則、取引の勧誘対象外としているにすぎず、それ以外については特別基準を設定することなく、資力があると思われる者を積極的な勧誘対象としていたこと、そして、電話で興味がない旨、資金がない旨述べて断られても、ある一定の者に対しては執拗に電話をかけ、オプション取引は資金が少くとも取引ができるなどと興味を抱かせる話をして被告会社の担当者と面会することを応諾させるようにしていていること、これらの経過については見込み客カードとして記載させるなどし、被告会社の方針として確立していること、被告会社においては、顧客の取引内容の理解度については、前記認定のとおりのリスク開示書や電話でのヒアリングにおける質問事項に対する回答で判断できるものと扱っていたこと、被告水落の原告に対する取引勧誘も、原告の理解度チェック等も被告鈴木の指示の下に行われ、被告上野も、被告水落の行為を把握し、原告を適格者と判断して本件オプション取引を容認していたことが認められる。

これらの事実を下にすれば、被告水落のした不法行為は、被告会社の通常の業務の一環として行われたものであり、被告鈴木、被告上野の監督下で行なわれたということができる。そして、被告鈴木、被告上野は、被告会社の取締役であるから、直接、顧客と接して勧誘等をする従業員が、違法な行為をしないように監督指示する任務を負っているところ、被告会社においては、

上記のとおり適合性のない者に対して積極的に取引を勧誘し、十分な判断ができないことを承知で取引をさせる違法な行為を行うことが常態化していたにもかかわらず、漫然とこれを放置し、かえってこのような業務形態を積極的に維持遂行させていたというべきであるから、被告鈴木、被告上野には任務懈怠があり、この任務懈怠について重過失があるというべきである。そして、これらの任務懈怠と被告水落の不法行為との間に因果関係があることが認められる。

したがって、被告鈴木、被告上野は、連帶して、会社法429条1項に基づき、原告の被った損害に対する賠償責任を免れない。

### (3) 被告会社の責任

被告水落は、被告会社の従業員であるから、被告会社は、民法715条の使用者責任を免れないことは当然であるが、既に説示したところによれば、被告水落の不法行為は、被告会社の方針に従って行われていたが明らかであるから、被告会社自体、民法709条の不法行為責任を免れないというべきである。

### (4) 被告清水の責任について

証拠（甲10、被告清水本人、被告鈴木本人、被告上野本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告清水は、被告鈴木とともに被告会社の発起人であったこと、被告清水は、被告会社設立以前、フォルティス・フィナンシャル株式会社という商号で、被告会社と同業の株式会社を経営していたが（この会社を「訴外会社」という。）、平成18年に被告清水個人と訴外会社において、被告鈴木、被告上野とともに、発起人となって被告会社を設立し（当時の商号は訴外会社と同じ商号であった。）、訴外会社の営業を譲渡し、訴外会社の役員のほか、従業員もそのまま被告会社にすべて移行したこと、被告清水は、被告鈴木とともに被告会社の代表取締役となつたが、未公開株式売買の詐欺事件の被疑者として立件されたことを契機に、平成19年2月21

日に辞任し、同年3月2日に辞任の登記がされたこと、その際、被告清水は、所有の被告会社の株式をすべて被告会社に譲渡したことが認められる。

そうすると、被告清水は、被告会社の設立に寄与し、その後、被告会社の代表取締役として責任のある地位にあったとはいえ、原告が被告会社の従業員から先物オプション取引を勧誘され、その後、被告水落から勧誘を受けて本件オプション取引を開始した当時には被告会社の役員ではなかったことが明らかである。そして、このような事実関係において、なおも被告清水が本件オプション取引について責任を負うべき根拠は特に見当たらない。

原告は被告清水の責任について主張するが、被告清水の法的責任を導くに足りる主張立証はないといわざるを得ない。

#### 4 争点(3)（被告らの賠償責任額）について

- (1) 前記のとおり、原告は、本件オプション取引によって、合計667万円1379円の損失を被ったところ、これは、前示の不法行為により生じた損害と認められる。
- (2) なお、上記の損害は、原告が被告水落の言を安易に信じて本件オプション取引を継続し、早期に終了させなかつたことにより拡大したものであり、原告側にも注意不十分という落ち度があつたことを指摘することはできるが、これまで判示したところによれば、被告会社の不法行為は、原告が自己判断によりオプション取引を行うことができず、利益を挙げることが極めて困難であることを十分知りつつ、これを奇貨として手数料名目で金員を交付させた違法性の高いものというべきものであるから、この点を考慮すれば、本件において過失相殺をするのは適当とはいえないというべきである。
- (3) 本件に表れた一切の事情を考慮すれば、本件においては、弁護士費用として、67万7000円をもって相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

#### 第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁 判 官 三 村 晶 子

取引一覧表

No.	買付年月日	商品	限月	権利区分	買新規 (ストライクプライス)	権利行使価格 (ストライクプライス)	プレミアム	買付価格	買付手数料 (消費税)	買付手数料 率(*1)	転売・権利放棄 年月日	権利放棄	転売価格	転売手数料 (消費税)	差引損益 (*2)
1	2008年6月2日	NYBOT砂糖	2008年10月	Call	1	13.00	0.30	35,421	10,500	22.9%	2008年6月16日		78,332	10,500	21,911
2	2008年6月11日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	19	21.00	0.30	689,791	199,500	22.4%	2008年6月23日		1,115,710	199,500	26,919
3	2008年6月12日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	16	21.00	0.27	527,143	168,000	24.2%	2008年6月20日		800,583	168,000	-62,560
4	2008年6月13日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	1	21.00	0.31	37,935	10,500	21.7%	2008年7月3日		76,957	10,500	18,022
5	2008年6月16日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	7	23.00	0.26	222,756	73,500	24.8%	2008年7月3日		406,086	73,500	36,340
6	2008年6月18日	NYBOT砂糖	2008年10月	Call	7	16.00	0.28	238,706	73,500	23.5%	2008年7月3日		381,233	73,500	-4,473
7	2008年6月20日	CBOTコーン	2008年11月	Call	10	1000.00	8.75	465,369	105,000	18.4%	2008年7月1日		105,040	10,500	-475,829
8	2008年6月23日	CBOTコーン	2008年9月	Call	20	1000.00	6.00	642,000	210,000	24.6%	2008年7月1日		210,060	21,000	-662,920
9	2008年6月24日	CBOTコーン	2008年9月	Call	25	1000.00	5.50	748,137	262,500	26.0%	2008年7月1日		262,600	26,250	-74,287
10	2008年6月25日	CBOTコーン	2008年9月	Call	3	1000.00	5.00	81,750	31,500	27.8%	2008年7月1日		31,512	3,150	-84,885
11	2008年7月1日	CBOTコーン	2008年12月	Call	20	1200.00	4.50	472,680	210,000	30.8%	2008年10月24日	権利放棄	0	0	-682,680
12	2008年7月2日	CBOTコーン	2008年12月	Call	3	1200.00	4.50	72,231	31,500	30.4%	2008年11月21日	権利放棄	0	0	-103,731
13	2008年7月7日	CBOTコーン	2008年12月	Call	7	1100.00	6.00	226,989	73,500	24.5%	2008年11月21日	権利放棄	0	0	-300,489
17	2008年7月9日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	1	30.00	0.18	21,758	10,500	32.6%	2008年9月25日		4,709	1,050	-28,599
18	2008年7月16日	CBOT大豆	2008年11月	Call	10	3000.00	1.75	82,828	105,000	55.9%	2008年10月24日	権利放棄	0	0	-187,828
20	2008年7月17日	CBOT大豆	2008年11月	Call	1	3000.00	1.75	9,405	10,500	52.8%	2008年10月24日	権利放棄	0	0	-19,905
21	2008年8月4日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	2	27.00	0.24	58,738	21,000	26.3%	2008年9月25日		14,127	2,100	-67,711
22	2008年8月14日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	2	30.00	0.15	37,272	21,000	36.0%	2008年9月25日		9,418	2,100	-50,954
32	2008年8月28日	NYBOT砂糖	2009年3月	Call	2	27.00	0.18	44,497	21,000	32.1%	2008年9月25日		14,127	2,100	-53,470
33	2008年9月11日	CBOTコーン	2008年12月	Put	10	400.00	2.25	121,725	105,000	46.3%	2008年10月3日		336,278	105,000	4,553
36	2008年9月12日	CBOTコーン	2008年12月	Put	2	400.00	1.75	18,443	21,000	53.2%	2008年10月3日		68,254	21,000	7,811
37	2008年9月25日	COMEX金	2008年12月	Put	1	680.00	2.60	27,328	10,500	27.8%	2008年10月3日		63,117	10,500	14,789
38	2008年10月6日	COMEX金	2009年3月	Put	7	550.00	3.40	244,259	73,500	23.1%	2008年10月23日		593,331	73,500	202,072
39	2008年10月16日	NYBOT砂糖	2009年3月	Put	5	9.00	0.23	132,251	52,500	28.4%	2008年11月12日		116,584	5,250	-73,417
43	2008年10月20日	NYBOT砂糖	2009年3月	Put	2	9.00	0.19	43,815	21,000	32.4%	2008年11月12日		46,634	21,000	-39,181
44	2008年10月24日	NYBOT砂糖	2009年3月	Put	14	8.50	0.25	373,497	147,000	28.2%	2008年11月12日		326,436	14,700	-203,761
45	2008年10月30日	NYBOT砂糖	2009年5月	Put	2	9.00	0.18	40,078	21,000	34.4%	2008年11月12日		61,472	21,000	-20,606
46	2008年11月6日	NYBOT砂糖	2009年5月	Put	2	9.00	0.21	46,150	21,000	31.3%	2008年11月12日		61,471	21,000	-26,679
47	2008年11月12日	CBOT大豆	2009年5月	Put	20	600.00	3.13	295,719	210,000	41.5%	2008年11月21日		191,280	105,000	-166,579
48	2008年11月18日	NYBOT砂糖	2009年3月	Put	1	600.00	2.75	13,413	10,500	43.9%	2008年11月21日		19,128	10,500	-145,472
49	2008年11月20日	CBOT大豆	2009年3月	Put	4	620.00	4.00	76,160	42,000	35.5%	2008年12月19日		36,440	4,200	-85,920

No.	買付年月日	商品	限月	権利区分	買新規 権利行使価格 (ストライク) (スライク)	プレミアム	買付価格	買付手数料 (消費税)	買付手数料率 (*1)	転売・権利放棄 年月日	転売価格	転売手数料 (消費税)	差引損益 (*2)	
50	2008年11月24日	CBOT大豆	2009年3月	Call	4	1,400.00	2.50	47,820	42,000	46.8%	2008年12月16日	17,660	4,200	-76,360
51	2008年11月28日	CBOT大豆	2009年3月	Call	4	1,300.00	3.00	56,587	42,000	42.6%	2008年12月16日	30,905	4,200	-71,982
52	2008年12月1日	CBOT大豆	2009年3月	Call	1	1,300.00	1.50	7,101	10,500	59.7%	2009年1月16日	15,753	10,500	-12,348
53	2008年12月4日	CBOTコーン	2009年3月	Put	3	250.00	3.25	45,611	31,500	40.9%	2008年12月19日	27,330	3,150	-52,931
54	2008年12月11日	CBOTコーン	2009年3月	Put	1	250.00	2.75	12,728	10,500	45.2%	2008年12月19日	9,110	1,050	-15,168
55	2008年12月16日	CBOTコーン	2009年3月	Put	1	270.00	2.50	11,038	10,500	48.8%	2009年1月8日	4,619	1,050	-17,969
56	2008年12月19日	CBOTコーン	2009年3月	Call	3	560.00	3.50	47,828	31,500	39.7%	2009年1月9日	36,498	3,150	-45,980
57	2008年12月22日	CBOTコーン	2009年3月	Call	1	550.00	4.00	18,344	10,500	36.4%	2009年1月9日	13,825	1,050	-16,069
58	2008年12月22日	CBOTコーン	2009年3月	Call	1	550.00	3.50	16,051	10,500	39.5%	2009年1月9日	13,825	1,050	-13,776
59	2008年12月26日	CBOTコーン	2009年5月	Call	3	650.00	5.00	68,805	31,500	31.4%	2009年1月13日	23,127	3,150	-86,328
69	2009年1月5日	CBOTコーン	2009年5月	Call	20	650.00	5.00	470,500	210,000	30.9%	2009年1月13日	154,473	21,000	-541,027
70	2009年1月6日	CBOTコーン	2009年5月	Call	1	680.00	4.50	21,341	10,500	33.0%	2009年1月14日	4,414	1,050	-28,477
71	2009年1月8日	CBOTコーン	2009年5月	Call	3	680.00	4.25	58,892	31,500	34.8%	2009年1月13日	13,241	3,150	-86,301
72	2009年1月9日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	2	17.00	0.20	39,640	21,000	34.6%	2009年3月6日	6,526	1,985	-56,109
73	2009年1月13日	CBOT大豆	2009年5月	Put	4	680.00	6.00	105,893	42,000	28.4%	2009年1月22日	70,528	3,990	-81,355
74	2009年1月14日	CBOTコーン	2009年5月	Put	1	250.00	2.50	11,280	10,500	48.2%	2009年1月22日	8,816	997	-13,961
75	2009年1月20日	CBOTコーン	2009年5月	Put	12	270.00	3.75	204,570	126,000	38.1%	2009年1月22日	171,912	11,970	-170,028
85	2009年1月21日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	1	17.00	0.19	19,124	9,975	34.3%	2009年3月6日	3,264	998	-26,333
86	2009年1月22日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	6	16.00	0.21	124,411	59,850	32.5%	2009年3月6日	45,685	5,985	-144,561
87	2009年1月23日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	2	17.00	0.17	34,230	19,950	36.8%	2009年3月6日	6,526	1,995	-46,649
88	2009年1月26日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	30	17.00	0.19	576,794	299,250	34.2%	2009年3月6日	97,897	29,925	-808,072
89	2009年1月27日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	2	17.00	0.19	38,304	19,950	34.2%	2009年3月6日	6,526	1,995	-53,723
90	2009年1月29日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	5	17.50	0.13	65,920	49,875	43.1%	2009年3月6日	10,877	4,988	-100,906
91	2009年1月30日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	3	17.00	0.17	51,825	29,925	36.6%	2009年3月6日	9,790	2,991	-74,951
92	2009年2月5日	NYBOT砂糖	2009年5月	Call	3	17.00	0.11	33,977	29,925	46.8%	2009年3月6日	9,790	2,991	-57,103
93	2009年2月12日	NYBOT砂糖	2009年7月	Call	3	19.00	0.16	49,319	29,925	37.8%		不明	不明	
94	2009年2月27日	NYBOT砂糖	2009年7月	Call	3	19.00	0.20	64,606	29,925	31.7%		不明	不明	
								350				*4	1,155,469	*3 -6,771,379

\*1 買付手数料率=買付手数料(税込み)／(買付代金+買付手数料)

\*2 差引損益=転売プレミアム-(買付プレミアム+買付手数料+転売手数料+消費税)

\*3 被告会社への入金金額と被告会社から返金された金額の差額

\*4 No.93,94の取引を除く転売手数料の合計

これは正本である。

平成 23 年 7 月 15 日

東京地方裁判所民事第 48 部

裁判所書記官

神 原 公 壮

